

青い森しんきん合併15周年記念 しんきん傷害保険付定期積金フラット型 (愛称：あんしん積金) 規定

2024年8月1日現在

1. (取扱期間)

青い森しんきん合併15周年記念 傷害保険付定期積金フラット型 (愛称：あんしん積金、以下、「この積金」という) の取扱期間は、2024年8月1日(木)から2025年3月31日(月)までとします。
但し、取扱期間中に募集総額 (契約額20億円) に達した場合は別途協議し決定します。

2. (取扱対象者)

この積金は、個人のお客さまを対象とします。

3. (預入単位と掛込期間)

この積金は、掛金5千円以上5千円単位で25万円以内、掛込期間は5年 (60回の積立) とします。
※契約額累計お一人様1,500万円まで複数口座可能

4. (適用利率)

- (1) 契約日における「スーパー積金」の店頭表示利率 (利回り) を適用します。
- (2) 当金庫がやむを得ないと認めて、この積金を満期日前に解約する場合は、証書記載の利率にかかわらず、次に定めるこの積金所定の中途解約利率を適用します。
(※期間にかかわらず、解約日における普通預金利率)

5. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、証書表面記載 (以下「表面記載」という) の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 当金庫がやむを得ないものと認めて、満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ 上記の①、②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。
「解約日における普通預金利率」
 - ④ この計算の単位は1円とします。



6. (付加される傷害保険の概要)

(1) 保険契約者

信金中央金庫

(2) 被保険者

定期積金契約者本人

(3) 引受保険会社

引受幹事保険会社：共栄火災海上保険株式会社

引受非幹事保険会社：損害保険ジャパン株式会社

(4) 保険の対象

被保険者（保険の対象となる方）が日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故（以下、「事故」といいます）によりケガ（注）をされ、そのケガが原因で死亡された場合や入院、手術をされた場合に、下記の保険金をお支払いします。（病気・後遺障害・通院は補償対象外となりますのでご注意ください。）

（注）ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(5) お支払いする保険金

【傷害死亡保険金】

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に被保険者の法定相続人に保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、被保険者カードに記載された掛金総額と同額となります。

【傷害入院保険金】

事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院1日につき、被保険者カードに記載された掛金総額の0.05%の金額（傷害入院保険金日額）を保険金としてお支払いします。

ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、傷害入院保険金をお支払いできません。

【傷害手術保険金】

事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合、以下の金額をお支払いします。

- ① 入院中に受けた手術の場合・・・傷害入院保険金日額の10倍
- ② 上記①以外の手術の場合・・・傷害入院保険金日額の5倍

ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

(6) 保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 保険契約者や被保険者（保険の対象となる方）の故意または重大な過失によるケガ
- ・ けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガまたは戦争、外国の武力行使等によるケガ
- ・ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- ・ 脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- ・ ピッケルなどの登山道具を使用する山岳登山、ロッククライミングなどの危険な運動中のケガ
- ・ 以下の職業に従事中に被ったケガ
 - カーレーサー、オートバイレーサー、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、プロボクサー、これらと同等またはそれ以上の危険を有する職業 など

※上記補償内容は引受幹事保険会社の普通保険約款、特約等が改定された場合、改定された日以降の定期積金契約日の応当日から変更となる場合があります。

7. (その他の関連規定)

この規定で定めのない事項は、定期積金規定により取扱います。

以 上